

令和3年第21回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年11月5日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 高 柳 誠
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

2 報告

(1) 教育長報告

① その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時15分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 副参事	山 本 浩 司
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	清 水 輝 一

同	保育計画調整課長	吉川圭一
同	青少年課長	石原清年
同	練馬子ども家庭支援センター所長	橋本健太

教育長

ただいまから令和3年第21回教育委員会定例会を開催する。
それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、協議2件である。

(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

まず、協議(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この案件について、本日資料が提出されている。説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

この点検・評価については、資料1の冒頭にもあるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会として、各委員からのご意見をもとに点検・評価を行うものである。

かなりページ数が多いため、3つに区切らせていただき、ご意見を頂戴したいと思う。

最初のページから24ページまでが教育分野、25ページから42ページまでが子育て分野、最後に43ページから45ページまでが新型コロナウイルス感染症対策に係る取組についてとなっている。分野ごとに区切り、ご意見をいただきたいと思うので、よろしく願います。

それでは、まず24ページまでの教育分野について、ご意見・ご質問等があれば願います。

仲山委員

1ページの項目2についてである。目標として、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいくと記載がある。その下の事業成果に、研修や、交流会とか、懇談会を行ったということが書いてあるが、どういう課題に取り組んだのか、また、様々な課題に対してどう取り組んだのかということが、ここに記載の内容だけでは分からないので、これだけだと評価は難しいと感じた。

もう1点、11ページの項目3についてである。目標があり、目標に対して事業成果が記載されているのだが、現在どこまで進んでいるのかというのが、この事業成果だと分からない状況だと思う。小学校2年生が35人学級となったと書いてあるが、ほかの学年はどうだったのかというのが、この文面だけだと分からないので、もう少し何か補足をしていただければと思う。

私からはその2点である。

教育施策課長

まず1ページの項目2の部分である。事業成果として、こういった各種の取組、回数等を記載させていただいている。様々な課題というところについてご質問をいただいた。一番問題となっているのが小1プロブレムというものである。今までの幼稚園、保育園の学びはもちろん学びではあるのだが、遊びを通した学びであり、また、生活という部分に関して、小学校に入ると集団の生活であり、学習のための生活の場になる。小学校1年生になったばかりのときに、授業、学校生活というものになじめなかったり、落ち着いた授業を受けるといような環境に取り組めなかったりするところがある。これは国においても東京都においても様々言われているが、学びの連続性というものが課題であり、幼稚園の幼児教育のうちに学ぶべきところ、小学校で学べるような環境づくりというものを先にしておいて、それが連続して小学校につながるようにということが課題である。

具体的には、研修交流会ということに関しては、幼稚園・保育園の先生方、園長先生などもいらっしゃる。そして、小学校1年生の担任の先生や管理職の皆様を集めて、この小1プロブレムをできるだけ少なくするための取組の研修などを行っている。

そして、もう1点、先生方が顔の見える関係、お互いに日頃からコミュニケーションが図れるような関係をつくっていただくということも重要な観点であり、この研修の場において交流会などを実施している。

また、懇談会というものは、子供たちが双方、例えば、幼稚園の子供たちが小学校へ見学に行ってみるとい取組や、保護者の方々に対して、小学校1年生入学の前に、何を準備しておくのか、何を家庭でお子さんと一緒に考えていただくのかというようなことを、リーフレットなどを活用しながら、周知・啓発を行っているところである。

学務課長

私のほうから、11ページの項目3、学級編制等のあり方の検討について、補足でご説明をさせていただければと思う。

目標に書かせていただいているとおり、今年4月に法改正が行われ、今年度から5か年をかけて段階的に小学校に35人学級を広めていくという取組を進めているところである。今年度については第2学年、令和7年度までの5年間をかけて、来年度が3年生、その翌年が4年生というような形で、35人学級を広げていくというのが法の改正の趣旨である。

法的には令和3年度においては、小学校2年生を35人学級とするとなっているが、東京都の制度を活用し、2年生まで少人数学級、もしくは教員を増やして少人数指導、どちらかを選べるという制度がある。練馬区においては、小学校2年生については、既に35人学級を選ぶという対応を取らせていただいた。そのため、小学校2年生における35人学級については既に取組をさせていただいているところであったので、今年度については、この法改正による影響はなかったと書かせていただいている。

今後については、法が示す段階的な35人学級の実施に向けて、各学年の児童数の推移や、少人数学級にすることにより、当然教室数が必要になってくるので、そうした施

設の状況であるとか、そうしたものを加味しながら、より実態に近い推計値をあらかじめ出して、そうした法改正に適切に対応していくということを、今後の取組として書かせていただいている。

以上である。

仲山委員

1年生はまだ35人学級になっていないのか。

学務課長

1年生についても、既に35人学級になっている。

仲山委員

ありがとう。

教育長

資料の1ページのところは、私からも補足をさせていただく。

保育園と学童クラブの所管というのは、古来から、現在もそうであるが、厚生労働省の所管で、福祉施策である。幼稚園、小学校は、ご案内のとおり文部科学省である。私どもに、こども家庭部というものができて、保育園と学童クラブの所管が教育委員会に入ってきたのは、平成24年4月からで、かれこれ10年たつ。それまでは、別々の部署で所管をしていたわけである。あの当時、例えば、児童福祉の所管を教育委員会でやっているところは、全国で探しても、新潟県長岡市、それから東京都足立区くらいしかなかった。小さい村町にはあったが、市レベルでやっているのはそこだけであった。そういった意味で、教育委員会に児童福祉も入って、幼・保・小が一体の組織の中で活動ができるようになったというのが10年ほど前の話である。

それまで幼稚園と小学校、保育園と小学校というルートは、細い絆ではあれ、あったが、幼稚園と保育園をつなぐルートというのはなかった。保育園の所管が教育委員会に来てから、初めて、この3つの点を結ぶ三角形が成立するようになった。ところが、小学校と幼稚園・保育園の違いは、例えば、チャイムが鳴ったら活動をやめる、活動を開始することなどがあり、やはり要は保育の風土というのは学校とは違うのである。

特に保育園は保育時間が長くて、やはり子供たちのやりたいようにやらせている自由な時間もあり、なかなか子供たちを長時間居させるための難しさがあったわけである。小学校になると、どうしてもやはり、チャイムが鳴ったら活動をやめる、始めるという、そういう風土そのものに子供たちに慣れてもらわなければならない。先生方についても、小学校に上がるに当たって、例えば、どういう準備を子供に指導したほうがいいのかということもある。保護者についても同様である。これは、練馬区に限らず、ほかの自治体においても同様であった。ただ、私どもは、幸いにして幼稚園と保育園が同じところで運営されるという利点が生じたわけである。そういうところで始まったのが幼保小連携であるが、これまで10年間やっている中で、まず、幼稚園、保育園、小学校がお互い顔の見える関係にすることがある。それから、一方で、小学校では何を目指し、幼稚

園・保育園は何をやっているかということをお互いが知る。それが研修や交流会である。

また、1ページにあるが、「もうすぐ1年生」や「ねりま幼保小連携だより」を発行している。特に「もうすぐ1年生」は小学校の保護者に入学する半年ぐらい前に配付するのだが、小学校に上がるときに何を準備したらいいか、普通、ランドセルなどは通常思うが、ほかにも何か心構えなど、そういうことを保護者が知っておく必要があると作ってきたところである。なかなか3つの組織が一体になって運営していくということの難しさはあるが、そういう中で10年たって、去年、一昨年、先-昨年の成果というのが、ここに事業成果として表れている。結果的には、研修をやったとか、冊子を発行したとかという物量的な意味合いしかないが、この量の中に隠されているものというのは、いわゆる心というか、精神というか、そういう絆を培うというのが、この幼保小連携の意義となっていることは、ぜひご理解を賜りたいと思う。

なかなか、言うは易く、難しい状況がある。逆に言えば、保育園はゼロ歳から入ってきて、幼稚園は3歳から入ってくるという、もともと制度上の仕組みもあったりするのだが、子供たちが小学校に入ってきて、そこで、先ほど教育施策課長も申し上げたような小1プロブレムという、今まで育ってきた風土と違うところで突然始まるということがないように、なだらかに小学校に行けるというようなことを考えたのが、この幼保小連携である。

どうしても、この冊子を出した、研修をやったということになるが、その辺りについてはぜひご理解を賜りたいと思う。

ほかによろしいか。

高柳委員

よろしいか。

教育長

高柳委員どうぞ。

高柳委員

質問をお願いします。

8ページである。項目3、子どもたちと向き合う時間の創出についてである。事業成果の中段以降で、令和2年度の副校長補佐、それから、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員と記載があり、これらについては以前から充実を進めていこうということで、いろいろ話題になっていたと思うが、令和元年度と令和2年度を比べると、かなり増えてきて、成果が出ていると思う。この目標、事業に対する理解が進んだとか、または、予算の確保ができたとか、何か理由があると思うのだが、理由を教えていただければありがたいと思う。

教育指導課長

それぞれ、人的支援があるわけだが、高柳委員ご指摘のように、まさに認知や理解が進んできたというのが実際のところであると思う。学校からの希望制によってこの申請

を行い、練馬区教育委員会が東京都と掛け合うという流れになっており、各学校では、他校が実際に導入をして、これは働き方改革推進に大変資するということが分かっている、それでは、うちの学校でも配置したいというように申請をいただいているところである。

なお、令和3年度現在においては、まずスクール・サポート・スタッフは全校に配置をしている。また、副校長補佐なども拡充を図っているところである。部活動指導員に関しては、残念ながら今も3名のままである。部活動指導員については、新型コロナウイルスの影響により、部活動そのものができなかったために、検証がなかなか進まず、効果検証ができなかったため、令和2年度に引き続き、令和3年度の効果検証をすることから、3名のまま維持をしている。来年度以降、拡充を図っていきたいと考えている。

以上である。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないか。
坂口委員どうぞ。

坂口委員

項目2について、2ページの一番上に今後の取組の記載があるが、外国人児童・保護者のための小学校入学や転入のガイドブックの作成を、これから考えているということである。例えば、これは日本語でできるのか、それとも、幾つかの外国語に対応するのか、そのようなこともお聞きしたい。

それから、隣の3ページ項目5の事業成果に記載があるが、英検の検定料補助制度というのができ、それぞれ志願者が何人かいらして、お受けになったということについては本当にいいことだと思う。これは分母としては何人ぐらいが対象でお受けになったのか、それも数字として知りたいと思う。

それから、12ページの重点施策の家庭教育への支援についてである。今回は本当に、様々な取組が記載されている。項目2の関係機関との連携強化については、例えば、切れ目のない成長支援の施策を考えている、関係機関との連携を強化しているという目的があり、そこに幾つかの事業成果があるが、様々な関係性ができたということについて教えていただきたい。おそらく、全ては書けないだろうと思うが、例えば、ケース会議などが、こういう形の関係性が集まってできているということなど、例を知りたいと思った。

それから、戻って申し訳ないが、1ページの真ん中である。私立幼稚園も区立幼稚園も、特別な支援の要る子供たちの受入れをきちんと実施するという点については、本当に皆さんでやってくださっている。人数を3年分比較してみると、ほぼ同じであり、別に増えているということではなく、対策が取りやすいかと思うが、区立幼稚園は3つ

あり、学級編制をどうしていらっしゃるのかなども考えた。大変な保育を一緒にやってくださっていると思うが、その辺はどのようにになっているのか。具体的に全部知りたいということではないが、現場の先生方のそれぞれの配分などについて知りたいと思った。また、補助的な先生もいらっしゃるのかと思うが、障害の子供たちを幼稚園の中で混合でやっているということの成果を教えてください。

以上である。

教育施策課長

今、坂口委員からいただいたところを順番にご説明申し上げたいと思う。

まず、2ページの一番上のところである。外国人児童・保護者のため小学校入学や転入のガイドブックの作成についてである。これは今年度の予算の中で作業、準備を進めており、今年度中に作成し、皆様にお知らせしていきたいというものである。当然のことながら、英語や、韓国語など、幾つかの言語を作成するということを考えている。ただ、情報量があまり多くなり過ぎても分かりづらいということや、日本にお暮らしになっている外国の方であるから、分かりやすい日本語というものをベースとしながらお知らせしていきたいと思っている。

1点補足ということで申し上げますと、先ほど教育長からもお話し申し上げたとおり、「もうすぐ1年生」というものを新入学の前に保護者の方にお配りしている。特に、外国の保護者の方や、外国籍のお子様を受け入れる先生方のご意見などを伺うと、日本の文化であったり、ある意味、日本ならば常識的なところも、それぞれ諸外国によって違うところがあるといったところを分かりやすくご案内することが、新しく学校に入る前の家庭の準備で必要だろうと考えている。そういったところに特化しつつ、周知をこれから図ってまいりたいと思っている。

教育指導課長

それでは、ご質問いただいた3ページの項目5の英語教育についての、英検の検定料補助制度についてである。これは、令和元年度までは中学校3年生を対象にしており、分母となる在籍数はおよそ4,000人ほどいる。そのうちの二千数百名ということである。令和2年度に関しては、実は少し変更があり、中学校2年生からも受けられるとしており、2年生の3学期、それから、3年生の1・2学期に、それぞれ3回、受けるチャンスがあり、そのうちの1回分を補助するという仕組みになっている。そのため、生徒たちは、どの回数で受けるか、中学校2年生で受けるか中学校3年生で受けるかということは自分たちで選べるようになっている。それでこの分母の数は変わってくるが、いずれにしても二千数百名、3,000名近くのお子さんたちが、令和2年度には活用したということになる。

以上である。

坂口委員

ありがとう。

学校教育支援センター所長

12ページの項目2の関係機関との連携の中の、ケース会議の具体事例についてである。個別の事例は少しお出ししづらいところがあるが、例えばの話で、ひとり親家庭で不登校のお子さんがいた場合に、学校から依頼を受けてスクールソーシャルワーカーが関わることもある。関わる過程の中で、不登校の原因を探っていく時に、どうやらお子様の発達障害のようなことがあるだとか、ひとり親家庭で困窮した状態があるなど様々なそういった状況が出てきたときに、スクールソーシャルワーカーが必要に応じて子ども家庭支援センターや、福祉事務所へ連絡、または保護者の方にメンタルなどの疾患がある場合などは、場合によっては保健相談所などにも連絡をして、ケース会議を持って、個別に1つずつ対応していくといった対応を行っている。

以上である。

学務課長

それでは、私のほうから、1ページの項目1の小学校就学前の幼児教育の充実の中の幼稚園における支援が必要なお子さんの受入れということについて、お話しさせていただければと思う。資料に記載のあるとおり、令和2年度においては、区立幼稚園では3園で54人である。また、私立幼稚園は89人と記載しているが、こちらは20園に対して89人の方を見ていただいているということである。割合で申し上げますと、区立幼稚園は園児数に対して約3割の方が、支援が必要なお子さんが通っていらっしゃるというような状況である。私立幼稚園の皆様方にもご協力をいただいて、こうした支援が必要な方の幼児教育を推進しているところである。私立幼稚園に対しては、練馬区の教育委員会と、障害児の保育委託というなかたちで委託契約を結ばせていただいて、人的な支援ということで、人件費相当になるのか、そうしたものを委託費としてお支払いさせていただいている状況である。

一方、区立園については、当然、支援が必要なお子さんということで、先生お一人ではなかなか難しい部分もあるので、会計年度任用職員ということで、支援の必要なお子さんに対して、例えば2人の割合に対して1人の介助員をつけるなど、支援が必要なお子さんが園において安全に生活できるような形で支援を行っている。

実際に通われている保護者の方に、先日少しお話を伺う機会があったが、療育を受けながらも、自分の子供に対しては、より多くの関係性のある中で体験を積ませたいというお声も伺っている。そうしたお声に応えられるように、引き続き、そうした体制を整えるというところを取り組んでいきたいと考えている。

以上である。

坂口委員

ありがとう。

教育長

ほかにあるか。

中田委員どうぞ。

中田委員

16ページの項目1のいじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進についてだが、研修会等の実施ということで、いじめ防止研修資料を作成し、全校の教職員に配付したとあるが、この配付の後、校内研修などが実施されたかどうかということをお聞きしたい。また、不登校対応に関しても、不登校パンフレットを作成し、学校に周知したとあるが、作成し学校に周知した後の実施状況を教えてほしい。

副参事

こちらのいじめ防止研修資料であるが、今年4月に全校に配付したものである。具体的な事例を多く掲載しており、各学校において、具体的にこういう場面ではどういう対応をすればいいかといったことを研修できるようにしている。これを配っただけではなくて、いかに学校で活用していただくかというところであるが、まず生活指導担当者連絡会、それから、いじめ対応の推進協議会というものがある。そういった教員たちを対象にした研修の中で、実際にこの資料を紹介し、研修の進め方についてもご説明している。また、校長会、副校長会でもこの資料についてはご紹介しており、実数として今何校というところは計ってはいないが、多くの、ほとんどの学校でこの研修に取り組んでいただいていると考えている。

以上である。

中田委員

ありがとう。

教育長

副参事、この点検・評価は令和2年度の実績であるので、令和2年度に作成した冊子を今年4月に配ったという理解でよろしいか。

副参事

さようである。

教育長

ほかに、教育分野はよろしいか。

それでは、教育分野が終わったところだが、保健給食課長については、他の公務と重複しているので、ここで退席をさせていただきたいと思う。

教育長

それでは、続いて、子育て分野の25ページから42ページまでについて何かご質問・ご意見等があればお願いします。

仲山委員

27ページの項目2の子ども家庭支援センターによる支援体制の充実についてである。事業成果として、相談にも丁寧な対応を行ったと記載があるが、この丁寧な対応というのはどういうことなのか。その辺りを具体的にお話ししていただければと思う。

練馬子ども家庭支援センター所長

丁寧な対応の具体例だが、様々なお悩み等がある中で、お話を傾聴するだけでなく、例えば関係機関にも、同行しての対応を行うなど、そういった中で、区民の方の心情に添いながら対応したというところで、丁寧な対応と記載させていただいている。以上である。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないか。
高柳委員どうぞ。

高柳委員

全体的なところに関わるのだが、昨年度、今年度と、やはりコロナ禍で、対面での相談体制や、実際の支援や体制は、もちろんオンライン等を使って効果があった部分もあると思うが、非常にやりにくい部分があり、やはり実際に会わないと、なかなか成果が出ないというようなこともあったのだろうと思う。こういうところはオンライン等を活用して大変うまくいったが、こういうところについてはコロナ禍という現状もあってなかなか十分にできなかったというような、今後の課題になるようなところがあれば、ここに載っている資料の内容、事業成果等のところで幾つか教えていただければと思う。よろしく願います。

練馬子ども家庭支援センター所長

ただいま、コロナ禍における相談等での難しかった点や、オンライン等を使った効果というところについてご質問いただいた。

ご指摘いただいたように、コロナ禍の中で、私ども子ども家庭支援センターとしての相談というところでは、なかなか会えないというような現状もあった。一方で、例えばだが、ビデオ通話システム等を使い、お子さんに会わせていただくような対応もさせていただいたところである。

また、25ページの項目2の、オンラインによる相談と情報発信の充実についてである。私どもは、子育てのひろば、ぴよぴよ等をさせていただいているが、その中で、事業成果に記載のとおり、オンラインひろばという形で、Zoom等を使って、相談や講座等をさせていただいた。この講座については、例えば、今まで遠方でぴよぴよ等に来られなかった方が、Zoom等を使うことで、その場に参加いただくことや、例えば、出産後間もないお子さんと、なかなか外に連れ出せないというお子さんが、Zoomシ

ステムであれば、小さいときから参加することができ、その後、大きくなったときに施設の利用にもつながりやすかったというような効果があったと認識している。

そういったところで、オンラインの取組については一定の効果があったのではないかと認識している。

以上である。

子育て支援課長

高柳委員からは全体に関わる部分としてご質問いただいたので、子ども家庭支援センター以外のもう少し広い意味で、少し補足をさせていただく。

重たい相談に限らず、気軽に相談をしたいとか、居場所として活用したいといった保護者の方たちも多くいらっしゃる。そういった中で、1つは今、練馬子ども家庭支援センター所長が申し上げたような取組、そのほかにも、例えば、練馬こどもカフェについても、店舗だけでなく、オンラインを活用しての取組として、Zoom等の活用を行った。ただ、やはり居場所的なところを確保する必要もあるということで、例えば、人数制限をしながら、1回の人数を少なくする、あるいは、今までは飲食も許可されていたが、コロナ禍の中では飲食は行わないといったやり方の中で、乳幼児の親子さんが参加できるような会は確保していくように努めた。コロナ禍においても、緊急事態宣言が発令されているときと、そうではないときと、様々な状況があるため、それぞれの中でできる範囲でということではあるが、居場所の確保や、相談に応じるといったところについては、その都度できる方法を考え、飲食あるいは消毒の方法、そういったものを工夫しながら、できるだけ確保していくといった形を努めさせていただいた。

保育園や学童クラブといった保育をする場面については、一貫して継続をするということをしたが、相談、居場所についても、できる限り継続をしていくという方向で、様々な工夫をしながら取り組ませていただくという形を練馬区としては取らせていただいた。

以上である。

教育長

よろしいか。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

坂口委員どうぞ。

坂口委員

33ページの項目3で、いろいろな公園を使って親子で外遊びをするというこのプログラムは非常にすてきだと思っている。おそらくコロナ禍のためであろうが、今年、ポスターで、おひさまてくてくという呼びかけを見た。それは、親子で安全な場所を歩く、未就園児の2、3歳児の子供たちが歩くというものであるが、そういうプログラムを見

て、素晴らしいと思った。私はまだ現場は見えていないのだが、開催に関するチラシが公園に貼ってあるのを見て、一度拝見したいと思っている。ここには登場していないが、そのようなプログラムを子育て支援課の方はご存じか。

子育て支援課長

資料の33ページの項目3、公園等を活用した外遊びの取組の中に、今まさしく坂口委員がおっしゃった、おひさまてくてくが入っている。実は、この項目3の事業は、区のほうで実施をしているものではなく、事業成果に記載のとおり、区内の民間子育て支援団体と協働し、支援団体さんが自らやりたいとおっしゃっているものに対して、区のほうで補助金をお出しするというかたちで行っているプログラムである。中身としては、光が丘公園で土曜日、日曜日、お休みの日に朝から夕方まで、乳幼児の親子や小学生をメインとして、プレイリーダーを置いて遊べるようにするという、そういった拠点を設けている。ほかに、今、坂口委員がおっしゃったおひさまてくてくというもの、おひさまてくてくというのは通称であるが、3歳から未就学の親子さんを対象に、大きな公園の中をお散歩して、歩きながら外遊びをするといった、そういったプログラムを秋頃に実施している。おおむね20組程度の参加を募集するが、こういった形で自分の子供に外遊びの楽しさを教えたらいいかが分からない、割と若い親御さんに対して、こんなふうに遊ぶということ、秋頃の季節のため、木の棒を拾ったり、石をひっくり返してその下にいる虫を探したり、そういったことをやるというものである。おおむね、遠くまで行くのがなかなか難しい年齢の子供たちになるので、区内でなるべく4か所、年4回、実施するようにお願いしている。それぞれ大きな区立公園であったり、都立公園であったり、そういったものを散策しながらの形で、また、お手洗いがないとなかなか難しいため、場所を選定しながら実施していただいているというものである。

以上である。

坂口委員

とてもよく分かった。

団体の方のアイデアでできているということである。おひさまてくてくについては区の事業ではないため、ここに書くことではないという意味合いなのだろうか。おひさまびよびよははっきりと区からの委託であり、てくてくというのは、その方たちの発想でできたプログラムだと考えてよろしいか。

子育て支援課長

資料33ページの項目3の公園等を活用した外遊びの取組の中で、何をやるかというのは、その団体さんのほうで決めており、毎年度同じとは限らない。今、坂口委員がおっしゃったおひさまてくてくというもの、また、プレイパークというものも、一般的な用語になりつつあるが、区のほうの事業名称ではなく、それは団体さんの用いている用語である。区としては外遊びという言い方をしているが、名称としてはあくまでも団体さんがつけている名称ということなので、こちらには明記をしていない。令和2年度はやらなかったが、多世代交流型のようなことをやっていらっしゃるイベントもあったの

で、この中身については、年度によって内容が若干異なることがあるということと、名称としては区がつけている事業の名称ではないということで、おひさまてくてくという名称は明記をしていない。

以上である。

坂口委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないか。

よろしいか。

それでは、最後の項目に移らせていただく。43ページから45ページまでの、新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について、ご質問・ご意見等があればお願いします。

これは、昨年度の点検・評価になかった項目であり、今回初めて記載したところである。

坂口委員

この新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について、マスクや消毒、携帯電話を増やしたりするといったことを行っているが、教育委員会のどの課がなされたのか。つまり、これをやる体制は、教育委員会の中のどこか。

教育総務課長

これについては、教育委員会のほぼ全ての部署で様々な取組をしている。ここにあって所管名は書かなかったが、中には1つの項目を複数の課で連携して、協力してやっているというものもある。

なお、このページについては、不測の事態にどう対応したかということであり、私どもとしては、教育分野、こども分野とあるが、新型コロナウイルス感染症拡大により、どうしても事業の実績値は下がってくる。そういったこともあるが、一方で、積極的に対応したという部分もあり、不測の事態にこういった対応をさせていただいたという形で、ここにまとめさせていただいた。

点検・評価においては、こういった取組を全体としてご覧になっていただいて、これでよかったのか、また、これをご覧になっていただいたときに、こういったことに加えて、もう少し何かこういうことはできなかったのかなど、そういった観点で点検・評価をしていただければと思う。

教育長

私も前職でこの物品の購入に携わっていたので、少し補足させていただく。

資料の43ページに記載の4月頃というのは、全国的にマスクや、消毒液、更にはトイレットペーパーも、非常に枯渇しており、行列をつくっても並んでも商品がないということがあった。実際に、トイレットペーパーはデマだというのが後ほど分かるわけだ

が、非常に物品が枯渇していた。特にマスクについては、中国にかなり生産を依存している日本の企業の状況があって、そこから出荷されないということで、国内的にも非常に難しい状況があった。そのため、お金を出しても買えないという状況があったことはご承知のとおりだと思う。

一方で、できる限り、庁内全体的に調達に奔走したことがある。また一方で、様々な区に対するご寄付をいただいたのも事実であり、それを分配するのが私の前職の仕事の1つでもあった。例えば、この4月、5月あたりに、マスクや消毒液というのは、全庁的に寄付がなされて、それをいろいろなところに配付し、教育委員会の所管のところにもお分けしたというのがその中の1つである。調達については全庁的に行い、配付するまでは総務部が行ったが、それから先の様々な出先機関に対する配付等については所管の課にお願いした次第である。

その後、一応好転してきて、予算がつき、例えば非接触型体温計やアルコール消毒の噴霧器などは、その後に配備されているものである。物品が枯渇するなど、様々な要素が1年間にかなり凝縮されているので、その辺りについてはご理解をいただければと思っている。

以上である。

坂口委員

4月にはこれをやる、5月にはこうしたというように月を追って報告が出されていて、非常に分かりやすく、納得できた。今お話を伺って、なおそう思った。現場の努力がともあったと思う。

学校は、子供たちが突然授業を受けられないとか、いろいろな楽しみがなくなったということに対して、本当に様々な取組をやっている。学校給食が無事にできたこともすごいことだが、今でもまだ続いているが、子供たちが前を向いて黙っている食事、黙食という言葉が定着したということなど、そういった激動の1年半ぐらいを思い出させるレポートだと思った。感想だが、黙食というものは、今本当にやっているようである。それから、ひろばのときに、子供たちが遊ぶときも、密にならないようにということや、大きい声を出さないようにするなど、その辺りの指導の大変さなどを、様々今思い出すが、これはまだ続くのであるか。

教育振興部長

昨年、休校になり、当然、学校がないため給食はなく、この給食の持つ重要性や意味ということ、非常にしみじみ感じたところである。

昨年はやはり、学校が始まってから、マスクを取って食べる給食が一番危ないと非常に心配をされたので、これについては、各学校にいわゆる黙食と、同じ方向を向いてということで徹底をさせていただいて、おかげで給食に起因する感染というのはなかったかと思っている。

今年も9月から2学期が始まったわけだが、昨年の給食の大事さを踏まえて、やはり給食は絶対に必要だということで、午前授業に加えて給食を提供するというのをやらせていただいた。

今後の感染状況に対する対応策の部分については引き続き検討しているが、当面は今のような形を實踐していかざるを得ないかと考えている。ある程度、給食に関する感染の影響の部分で、これをやれば大丈夫ということが明らかになれば、もう少し、多少お話ししながら食べるということもできるかと思うが、今現在では、今の維持になるかと考えている。

教育長

よろしいか。
ほかはないか。

高柳委員

令和2年度の点検・評価ということなので、もう今は改善しているというところが多くあると思うが、この資料に載っている令和3年3月までの範囲で、先ほど教育長からお話があったように、最初の頃の必要な物品など、感染予防対策については、つぎつぎに、新しい情報や対策が、国全体や練馬区に周知されてきて、適切な対応をなされたと思う。

今できている、できていないは別にして、保育園や幼稚園、学校など、現場から要望があったが、なかなか予算がなければできないことのため、この令和2年度の範囲で、なかなかできなかったというのがあれば教えていただきたい。または、保育園、幼稚園、学校現場から特に要望が強かったもの、こういうものはやはり大事だから、措置や、区全体で配置や配分してほしい、または推進してもらいたいというようなことがあれば、この資料の中で教えていただければと思う。

よろしく願います。

保育課長

保育園というお言葉があったので、保育分野で私からお答えをさせていただく。

令和2年4月7日に緊急事態宣言が始まり、先ほど教育長からもあったように、当初は全く物がないうちで、どういった感染対策を行えば、安全に保育施設でお子さんを受け入れられるかということが課題であった。ガイドラインを定めながら各園にお示しをして、感染対策を行いながらというところではあったが、資料に保育施設だけでもマスクや消毒液という言葉がたくさん並んでいるように、結果的には、年間全部累計すると、60万枚以上のマスクを配付できた。一月当たり1施設で単純平均すると140枚ほどということで、最終的には物品は配備することはできたのではないかと考えている。今、高柳委員からお尋ねの一番必要なものというのは、やはり感染対策に関する物品であった。それについてお応えしたというのが1つである。

また、飛沫感染の課題があるということで、45ページに記載があるが、令和3年2月や3月には、パーテーションの配付も併せて行わせていただいた。区内には350ほどの施設があるが、希望を募ったところ、250施設以上から希望があり、累計で、3,000個以上のパーテーションを配付できた。

実際に、私も今月に入ってから保育現場を回っているが、それぞれ子供たちが給食を

食べる際にパーテーションを置いたりするといったところで、様々ご利用いただいているかと思っている。

以上である。

教育指導課長

令和2年度当初は、2か月ほど、その前の年度から続いていた臨時休校があり、終わっているわけではないのだが、令和2年度はまさに激動の年度だったということ振り返るところである。特に、まず、学校現場としては、授業時間をいかに確保し、子供たちの学びを保証していくかということに奔走した。長期休業日を短縮し、土曜授業を増設し、様々な形で授業時間を確保していった。そのような中で、学校からも様々な要望等をいただき、やはりこのコロナ禍でできなかったこと、できたことが様々あった。できなかったことの代表的なものが、まず歌唱指導、あるいは調理実習、それから校外の学習、接触を伴う体育的な指導の内容、こういったものは現状なかなか実施が難しかった。各学校では様々工夫はして、こういった形ならできるのではないかというようなことをお問い合わせいただいて、こちら、それならいいのではないかと、ぜひほかの学校にもそういった紹介をしてほしいというようなやり取りもさせていただいたところである。

今現在、ようやくできるようになってきたが、調理実習に関しては、やはり喫食を伴うものがあるため、これに関しては今の段階でもなかなか難しいところがある。

また、つい最近ではあるが、ようやく始めることができた移動教室、あるいは修学旅行についても、令和2年度に関しては、他県をまたいでの移動というのは一切できず、都内でも、移動するとなると、移動手段の公共交通機関も密になるのではないかということから、避ける学校が大変多かったといった状況であった。

以上である。

子育て支援課長

お金の問題で解決できるものではなかったのだが、私どもで所管している校庭開放などについては、特に令和2年度当初の頃、子供たちが外で、公園などで遊んでいると、大人から、外で遊ぶのではないと怒られて、それではどこにいけばいいのだといったようなお声があった。そういったことに関して、保護者の方に限らず、社会的に、子供たちが家にいるのがいいのか、やはり外で遊ばせてあげたいのか、そういった意見が、人によってそれぞれお考えが違っていて、どうしたらいいのかということについて理解をいただきながら進めていくということの難しさを非常に痛感した。せめて学校の校庭を開放してほしいというご意見も多数いただいたが、その校庭で万が一事故があったときには困るため、当然それを見ている人がいなければいけないけれども、それでは、その人は、自分の健康はどうしたらよいかといったような、そういった心配があるのも無理からぬ話であった。

いろいろなご意見がある中で、校庭開放に限った話ではなく、保育園や学童クラブで預けている保護者の方の中にも、自粛すべきである、休むべきである、いや、預けたいなど様々なご意見があり、そこに携わる保育士や学童クラブの支援員の中でも様々な意

見があり、中には、泣きながら保育にあたったといった話もありました。様々な考え方があつた中で、子供たちの健やかな成長と、新型コロナウイルス感染症から守るといったことを両立していくために、ということが求められていて、何ができるのかということを実際に考え続けた1年であつたと思つている。

今現在、少し落ち着いていて、これがこの後どうなるか分からないが、子供たちのためにどうすべきか、何ができるかというのを、今のうちから、もしかしたらこれから来るかもしれない第6波に向けて、準備を怠ることなく、これからも進めていきたいと思つている。

以上である。

仲山委員

よろしいか。

教育長

仲山委員どうぞ。

仲山委員

特別給付金のことについて教えていただきたい。いろいろな種類の特別給付金が支給されているが、給付対象者、こういう人たちに支給すべきであるとか、それから、どのくらいの支給額にしたらいいのかといったことは、基本的にはどのように決めているのか。

子育て支援課長

給付金については実は、この中に出てくる特別給付金や、奨励金など様々ある。

まず1つは、国が全国的に行つたものがあつて、子育て世帯、あるいは特にひとり親世帯、こういった方たちが困窮している、あるいは非常に苦しんでいらっしゃるということで、お出ししようといったものである。それに関しては、国のほうの給付金であるので、子供1人につき1万円であるとか、一世帯5万円であるとか、2人目は3万円であつたりといったことは、国が決めたものである。

それ以外には、国がそういったひとり親の家庭に対して手を差し伸べる前に、それを待たせられないと、区が独自で実施をしたものとして、ひとり親世帯の特別給付金というものがある。これは国に先んじて、区で独自にやつたものがあるが、この5万円をどう考えたらいいのかについては、明確な根拠があるというよりは、どの程度であればしっかり支援をしたという金額になるかということと、区独自の施策ということになると、世帯数をみたときに、それなりの財政規模になるので、総額でどのくらいが区として用意ができるかといったところからも考え、一世帯5万円というのは、幾つか、明石などでも始まつていたというところもあつたため、そういったところも見ながら検討させていただいて、5万円とさせていただいた。

それ以外に、例えば障害者や高齢者など、そういった方を支援している従事者に対しては手当が出るのだけれども、子育ての分野にはそれが出ないといったことがあつたの

で、特別給付金や、あるいは奨励金といった形で、区のほうで独自に、そういったことに従事をしている方、区としては、子育て分野で働いているエッセンシャルワーカーという言い方をしたが、その方たちに対して、高齢者や障害者の従事者がもらえている金額に近づけるといことで、区として子育て分野の方たちにも支給するために、そういった国の手当、あるいは東京都の手当を参考にさせていただいて、金額を算出した。おおまかな説明になるが、そういった形で計算させていただいた。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにはないか。

では、委員の皆様から3つの分野について様々なご意見をいただいた。本日の審議はここまでとし、委員の皆様方には評価をしていただく必要がある。事務処理の関係上、次々回の教育委員会、12月の1回目の第23回教育委員会定例会で、この評価を決定したいと思っている。したがって、今月のしかるべき時期にご提出をいただき、そして、次々回に教育委員会としての評定をしたいと思っているので、よろしく願います。

(1) 教育長報告

① その他

教育長

それでは、教育長報告である。今回、事前にご用意した報告案件はないが、その他報告で何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。
以上である。

教育長

各委員の皆さんから、何かないか。よろしいか。
それでは、以上をもって、第21回教育委員会定例会を終了する。